

# 地域包括支援センターを活用しましょう

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんのが住み慣れた地域で尊厳のある、その人らしい生活を送ることができるよう相談窓口を設置しています。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門家が高齢者の皆さんを支援します。相談は無料ですので気軽にご相談ください。

Q どのような人が利用できますか。

A 次のような人が利用できます。  
 ・65歳以上の高齢者やその家族  
 ・基本健康診査などで生活機能低下があると認められる人（二次予防事業対象者）  
 ・介護保険の要介護認定で要支援1・2と認定された人  
 ・寝たきりや認知症で介護が必要な人  
 ・高齢者世帯、ひとり暮らしで困っている人など

Q どこに相談すればよいですか。

A 市内2か所に地域包括支援センターが設置されており、窓口相談、電話相談、状況に応じて訪問相談を行っています。

## 地域包括支援センター



### ①市地域包括支援センター

とき 月～金曜日（祝日を除く）  
 8時30分～17時15分

ところ 市役所1階

対象 中央、棚尾、大浜、西端地区  
 在住の人

問合せ 市地域包括支援センター  
 とき 月～金曜日（祝日を除く）  
 8時30分～17時15分

ところ 市社会福祉協議会

②碧南社協包括支援センター  
 問合せ 碧南社協包括支援センター  
 とき 月～金曜日（祝日を除く）  
 8時30分～17時15分

ところ 新川、旭地区在住の人

②碧南社協包括支援センター  
 問合せ 碧南社協包括支援センター  
 とき 月～金曜日（祝日を除く）  
 8時30分～17時15分

ところ 新川、旭地区在住の人

②碧南社協包括支援センター  
 問合せ 碧南社協包括支援センター  
 とき 月～金曜日（祝日を除く）  
 8時30分～17時15分

ところ 新川、旭地区在住の人

Q どんなことをしているのですか。

A 地域包括支援センターは、大きく4つの機能を持ち、高齢者の生活を支援します。  
 ①総合相談支援  
 介護に関する相談、心配ごと、健康、福祉、医療や生活に関する問題に対応する総合的な窓口です。

②介護予防ケアマネジメント  
 介護予防プランを作成し、住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう支援します。また、要介護状態にならず、生活機能の維持や向上により、いつまでも元気に家庭や地域で自立した生活を送ることができます。

③皆さんの権利を守ります  
 状況に応じて警察など関係機関と連携し、高齢者の皆さんを守ります。

虐待を受けている本人が連絡することもできます。  
 また、介護者の心身の疲労が虐待の原因となることがあります。虐待している介護者も支援の対象とし、介護者の負担やストレスを軽減するためのサービスの紹介や情報提供を行います。

### ●成年後見人制度

金銭管理などに自信が無くなつた人に財産管理などの相談に応じます。  
 消費者被害の防止  
 悪質な訪問販売や住宅リフォーム、消費者金融などの被害が増えています。状況に応じて警察や消費者センターなどと連携して対応します。

### ●地域包括支援センター

高齢者の皆さんのが住み慣れた地域で暮らせるように医療・福祉など関係機関の連携体制づくりを進めていきます。また、地域のケアマネジャーが適切に仕事ができるように支援や指導を行っています。

Q 認知症の相談や悩みを話すことができる場所はありますか。

A 認知症の相談は「物忘れ（認知症）なんでも相談」、介護の悩みは「認知症高齢者家族のつどい」をご利用ください。認知症は、早期発見と適切な治療・対応が大切です。おかしいなと思ったら、相談しましょう。また、地域包括支援センターでは、認知症に関するネットワーク作りにも取り組んでいます。